

第 3 章 移動支援に活用できる他省庁の補助事業等に係る文献調査

1 中山間地域等直接支払・農村 RMO【農林水産省】

1.1 農山漁村振興交付金

- 農山漁村振興交付金のうち、移動支援の取組に活用可能な事業としては、「中山間地農業ルネッサンス推進事業」の「元気な地域創出モデル支援」と、「農村型地域運営組織(農村 RMO)形成推進事業」の「農村 RMO モデル形成支援」がある。
- いずれも農山漁村振興推進計画を作成した上で、その実現を目的とした事業であり、交付額は定額(上限3年間、1,000 万円(年基準額)×事業年数)である。なお、地域協議会が実施主体となる場合、「農村 RMO モデル形成支援」については、「複数集落を含む地域協議会」であることが要件となる。

図表 3-1 農山漁村振興交付金と移動支援へ活用可能な事業¹

					移動支援 への活用
農 山 漁 村 振 興 交 付 金	都市部	都市農業機能発揮対策	都市農業機能発揮支援事業		
			都市農業共生推進等地域支援事業		
	農 山 漁 村 地 域	農山漁村発イノベーション対策	農山漁村発イノベーション推進事業		
			農山漁村発イノベーション整備事業		
		情報通信環境整備対策	計画策定事業 施設整備事業		
	中 山 間 地 域 等	中山間地農業推進対策	中山間地農業ルネッサンス推進事業	中山間地農業ルネッサンス推進支援	
				元気な地域創出モデル支援	●
				地域レジリエンス強化支援	
				中山間地複合経営実践支援	
		農村型地域運営組織(農村 RMO)形成推進事業		農村 RMO モデル形成支援	●
				農村 RMO 形成伴走支援	
		最適土地利用総合対策	最適土地利用総合事業		
			最適土地利用推進サポート事業		
		山村活性化対策			

(出典) [農林水産省資料](#)より三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

¹ 令和 7 年度より「農山漁村発イノベーション対策」は「地域資源活用価値創出対策」に変更となり、事業も「地域資源活用価値創出推進事業」と「地域資源活用価値創出整備事業」に変更となる。

図表 3-2 農山漁村振興交付金の生活支援への活用

中山間地域等での「むらづくり」に取り組みたい				
中山間地域等の集落に人が住み続けるための条件整備を行いたい				
支援内容	対象者	施策名	事業内容	交付率等
集落機能を補完する組織（農村型地域運営組織（農村RMO））の構築（例）ワークショップの開催、地域の将来ビジョン作成、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証	複数集落を含む地域協議会	中山間地農業推進対策のうち、農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織モデル形成支援）	<地域の将来ビジョンに基づく調査・計画作成・実証事業> ・地域協議会が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着等の取組等を支援 ※将来ビジョン未作成の場合、事業の中で作成することも可能 （例）ワークショップの開催、地域の将来ビジョン作成、農用地保全体制の構築、地域資源を活用した加工品開発、体験ツアー等の開発、農産物集出荷に合わせた買い物支援、見回り活動、実証に必要な範囲での土地基盤・機械・施設等の整備（実証圏等の整備、実証に必要な資材購入や機械・施設等のリース）など	【事業期間】上限3年間 【交付率】定額 （上限：1,000万円（年基準額） ×事業年数）
中山間地域等において、農村集落の「くらし」を支えたい				
中山間地域等において、農村集落の生活を支援したい				
支援内容	対象者	施策名	事業内容	交付率等
農村集落における高齢者の買い物支援や見守り等	都道府県、市町村、地域協議会	中山間地農業推進対策のうち、中山間地農業ルネッサンス推進事業（元気な地域創出モデル支援）	<生活支援に関する調査・計画作成・実証に関する取組を支援> ・農用地保全や地域資源活用と関連した生活支援の取組等を支援 ・上記についてのデジタル技術の導入・定着の取組等を支援 （例）農用地保全や地域資源活用と関連した次の取組 高齢者、交通弱者等に対する買い物支援、見回り活動、農地を活用した福祉事業のとの連携、実証に必要な範囲での土地基盤・機械・施設等の整備（実証に必要な資材購入や機械・施設等のリース）など	【事業期間】上限3年間 【交付率】定額 （上限：1,000万円（年基準額） ×事業年数）

（出典）[農山漁村振興交付金活用ガイド（令和6年4月農林水産省農村振興局）](#)

(1) 元気な地域創出モデル支援

- 「中山間地農業ルネッサンス推進事業」の「元気な地域創出モデル支援」は、「農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等」を行う事業であり、優良事例の創出とその横展開が求められている。
- モデルメニューの1つとして「農村地域における生活支援の取組」が挙げられているおり、実施主体は、都道府県、市町村または地域協議会であり、地域協議会は単体の集落であっても対象となる。
- 対象となる生活支援は、「農用地保全に関する取組や地域資源活用に関する取組」と関連した取組であり、例えば農用地保全等に資するため、地域住民が当該地域での生活を継続していくための生活支援(移動支援含む)の実証などを行うことが可能である。
- ただし、実施期間の上限は3年間であるため、この期間の中で持続可能な取組となるよう体制を整えることが求められる。移動支援を実施する際に想定される対象経費としては、例えば「自動車の使用料」、「自動車等の燃料費」、「事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等」、「取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費」、「事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費」などが想定される²。

図表 3-3 「元気な地域創出モデル支援」の概要



(出典) 農山漁村振興交付金フル活用 of ススメ (令和6年12月農林水産省農村振興局)

² 中山間地農業推進対策実施要領(令和6年12月17日改正)(農林水産省農村振興局)

(2) 農村 RMO モデル形成支援

- 「農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業」の「農村 RMO モデル形成支援」は、「地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するための調査、計画作成又は実証に関する取組を支援」する事業である。
- 「農村地域における生活支援」が対象となっているおり、実施主体は、「複数集落を含む地域協議会」である。
- 対象となる生活支援は、「(1)元気な地域創出モデル支援」と同様に「農用地保全に関する取組や地域資源活用に関する取組」と関連した取組であるが、実施に向けては「地域の将来ビジョンの作成」が必要となる。地域の将来ビジョンは、例えば3か年事業の1年目に当該補助を活用して作成することも可能であり、ビジョンの作成と合わせて地域で生活支援（移動支援を含む）の提供方法を検討するといった方法が考えられる。
- 「(1)元気な地域創出モデル支援」と同様に、実施期間の上限は3年間であるため、この期間の中で持続可能な取組となるよう体制を整えることが求められる。移動支援を実施する際に想定される対象経費としては、例えば「自動車の使用料」、「自動車等の燃料費」、「事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等」、「取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費」、「事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費」などが想定される³。

図表 3-4 「農村 RMO モデル形成支援」の概要



（出典）農山漁村振興交付金フル活用のススメ（令和6年12月農林水産省農村振興局）

³ 中山間地農業推進対策実施要領（令和6年12月17日改正）（農林水産省農村振興局）

1.2 中山間地域等直接支払交付金

- 中山間地域等直接支払交付金について、移動支援の取組に活用可能な枠組みとしては、「棚田地域振興活動加算」と「集落機能強化加算⁴」がある。
- なお、「集落機能強化加算」については、令和7年度からは第5期対策(R2～R6)で同加算に取り組んでいた集落協定を対象に経過措置が設定される見込みである。
- 中国四国厚生局管内では、いずれの加算も島根県内の面積が大きい。

図表 3-5 中山間地域等直接支払交付金と移動支援へ活用可能な事業

				移動支援 への活用
多面的機能発揮促進事業 (日本型直接支払)	多面的機能支払 (推進)交付金	農地維持支払		
		資源向上支払		
	中山間地域等直接支払(推進)交付金	農業生産活動等を継続するための活動	(8割単価)	
		農業生産活動等の体制整備のための取組	(10割単価)	
		加算措置	棚田地域振興活動加算	●
			超急傾斜農地保全管理加算	
			集落協定広域化加算	
			集落機能強化加算	●
			生産性向上加算	
	環境保全型農業 直接支払交付金			

図表 3-6 加算の取得状況(令和5年度)

(単位:件数、ha)

	棚田地域振興活動加算		集落機能強化加算	
	協定数	面積	協定数	面積
鳥取県	－	－	19	433
島根県	27	426	102	2,577
岡山県	11	228	30	423
広島県	3	44	12	438
山口県	3	15	11	297
中国四国厚生局管内計	44	713	174	4,168
全国計	366	7,070	555	24,586

(出典) [中山間地域等直接支払交付金の実施状況\(農林水産省\)](#)より、
三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

⁴ 集落機能強化加算については、令和7年度からは第5期対策(R2～R6)で同加算に取り組んでいた集落協定を対象に経過措置が設定される見込みである。

- 「中山間地域等直接支払制度」は、「農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度」である。平成 12 年度から実施されており、第 1 期対策(H12～H16)、第 2 期対策(H17～H21)、第 3 期対策(H22～H26)、第 4 期対策(H27～R 元)を経て、現在は第 5 期対策(R2～R6)期間中である⁵。
- 対象となる地域等は、地域振興立法⁶で指定された地域であり、傾斜がある等の一定の基準を満たす農用地である。対象者は、「集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等」である。
- 交付金は、対象農用地の面積等に応じた単価が定められている。交付金は地域の実情に応じて幅広い用途で活用できるが、用途は予め協定に定めておく必要がある。
- なお、市町村は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に位置づけられた「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(以下、促進計画)」を作成する必要がある。促進計画は、協定を締結する上での指針として位置づけられる。
- 協定に定める活動内容が、「①農業生産活動等を継続するための活動(基礎単価)」のみの場合は交付単価の8割、加えて「②体制整備のための前向きな活動(体制整備単価)」を行う場合は交付単価の10割が交付される。
- 体制整備単価(10割単価)を得るためには、「集落戦略」を協定期間中に作成する必要がある。

図表 3-7 中山間地域等直接支払制度の交付単価

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	8,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500
草 地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(8°以上)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
	緩傾斜(8°以上)	300

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

(出典) [中山間地域等直接支払制度\(令和6年4月\)\(農林水産省\)](#)

⁵ 平成 27 年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた措置として実施

⁶ 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」

(1) 集落機能強化加算

- 第5期対策では、第4期対策の最終評価で課題とされた、人口減少や高齢化による集落機能の弱体化、担い手不足等に対応するため「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」の新設、および「集落協定広域化加算」の拡充などが行われた。
- 「集落機能強化加算」は、「新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組」が対象であり、集落協定農用地のうち交付金の対象となる農用地全てに加算される。ただし、「集落機能強化加算」の交付を受ける農用地については、「棚田地域振興活動加算」の交付を受けることはできない。
- 「集落機能強化加算」は、「地域自治機能強化活動」の一環として、高齢者の見回り、送迎、買い物支援等を対象とすることができる。なお、「集落機能強化加算」は体制整備単価の集落協定が対象であることから、協定期間中に「集落戦略」を作成する必要がある。
- なお、「集落機能強化加算」については、令和7年度からは第5期対策(R2～R6)で同加算に取り組んでいた集落協定を対象に経過措置が設定される見込みである。

図表 3-8 集落機能強化加算について



(出典) [中山間地域等直接支払制度\(令和6年4月\)](#)(農林水産省)

- なお、令和3年度において、集落機能強化加算の目標として最も多かったのは、「除雪や買い物等の生活支援」の93協定(20%)であった。

図表 3-9 集落機能強化加算の内容(R3)



(出典) 農林水産省資料

(2) 棚田地域振興活動加算

- 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域において、指定棚田地域振興活動計画に基づく「棚田地域の振興を図る取組」を行う場合に加算される。
- 「棚田の地域振興を図る取組」については、以下の例示の取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とされる。また、これらの取組は、認定棚田地域振興活動計画に定める目標との整合を図ることとされる。
- 移動支援への活用としては、「ウ 棚田を核とした棚田地域の振興」について、「棚田地域の集落機能向上の促進」として高齢者の買物支援等を行う例がみられる⁷。

図表 3-10 地域の振興を図る取組(例)

ア	棚田等の保全 棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの 土壌流出防止対策の実施等
イ	棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の 継承等
ウ	棚田を核とした棚田地域の振興 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚 田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

(出典) [中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用\(令和5年4月1日改正\)](#)

- なお、中山間地域等直接支払交付金は、市町村長等が必要と認める緩傾斜農用地(勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満)などであっても交付金の交付対象となるが、棚田地域振興活動加算は、急傾斜農用地(勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上)のみが対象となる。
- また、棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算のいずれの加算についても交付を受けることができない。

⁷ [美土里ネットなたち振興協議会](#)

図表 3-11 中山間地域等直接支払交付金の対象農用地

- (1) 勾配が田で 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地で 15 度以上である農用地(以下「急傾斜農用地」という。)
- (2) 自然条件により小区画・不整形な田
- (3) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が 70%以上である市町村内に存する草地(以下「草地比率の高い草地」という。)
- (4) 次のア又はイの基準を満たす農用地であって、市町村長（市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事）が特に必要と認めるもの
 - ア 勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地(以下「緩傾斜農用地」という。)
 - イ 高齢化率が 40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地

$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$
- (5) 棚田地域振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき申請された指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る農用地であって、次のア又はイの基準を満たすもの
 - ア 急傾斜農用地
 - イ アの農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地であって、市町村長（市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事）が特に必要と認めるもの
- (6) (1)から(4)までの基準に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準(以下「特認基準」という。)に該当する農用地

(出典) [中山間地域等直接支払交付金実施要領\(令和4年4月1日改正\)](#)